

Q1 来年度の医療法改正に向けて、医療法人制度改革も盛り込まれるようですが、一般の医療法人はどのように変わのでしょうか。

A

## ポイント

- (1) 来年度の医療法改正で、医療法人制度改革について「非営利性を徹底した医療法人」と「公益性の高い医療サービスを担う医療法人」の2類型とする方向が決まりました。注目の、既存の持分の定めのある社団医療法人については、「当分の間」現状のまま継続できる経過措置が設けられ、事実上、存続されることになりました。
- (2) 民間非営利部門である医療法人に必要な要件として12項目あげ法令上明確化すべきとしていますが、特に影響が大きいとみられるのは、残余財産の帰属、剰余金の配当禁止、特別の利益供与の禁止、営利を目的とする法人との関係等です。

## 1. 医療法人制度改革の考え方（報告）

～医療提供体制の担い手の中心となる将来の医療法人の姿～

### (1) 報告書にみる医療法人制度改革の枠組み

去る7月22日厚生労働省の「医業経営の非営利性等に関する検討会」は、来年の医療法人制度改革に向けた報告書をまとめ（それが社会保障審議会医療部会で承認され）改革の枠組みが固まりました。

同検討会は、政府の公益法人制度改革と整合性を図りながら、医療法人制度改革の内容について、非営利性の徹底、公益性の確立、効率性の向上、透明性の確保、安定した医業経営の実現、の5本柱を掲げて検討を進めてきました。医療法人全体で非営利性の徹底と透明性の確保を図る一方、持分のない新たな医療法人制度を創設し、より公益性の高い医療を担わせるとともに、経営の安定性を図るとというのが基本的なビジョンになっています。

報告書にはこうした方向が反映され、医療法改正により医療法人の法人形態を、

**新設する「公益性の高い医療サービスを担う医療法人」と**  
**「非営利性を徹底した医療法人（出資額限度法人）」** の2類型に集約する内容とされました。後者については、解散時残余財産の帰属先を地方公共団体や他の医療法人に限定することを医療法に盛り込み、非営利性を徹底させる方針が示されました。

**ただし、剰余金の帰属先については、既存の持分の定めのある社団医療法人は、「当分の間」現状のまま継続できる経過措置も設けられ、**

これにより、現行の持分の定めのある社団医療法人は事実上、存続させることになりました。

### (2) 医療法人の法人形態が2類型に固まるまでの経緯

医療法人制度改革の背景には、「公益法人制度改革に関する有識者会議」最終報告と、規制改

革・民間解放推進会議による医療への株式会社参入要求があり、特に株式会社参入推進論者は持分の定めのある医療法人を営利法人と決めつけ、参入の突破口にしようとした。

株式会社参入推進論者が攻撃する「持分」と「剰余金」の問題について旧厚生省は、剰余金は医療法人に帰属するとしながら、一方で同省が作成したモデル定款や昭和32年の総務課長通知により、持分問題に誤った認識があり、また、課税当局も社員の退社や相続時、剰余金は出資者に帰属するものとして課税してきました。

厚生労働省は昨年12月、医療法人を「公益性の高い医療サービスを担う医療法人」と非営利性を徹底した「出資額限度法人」に整理する医療法人2階建て案を出しましたが、その内容は持分の定めのある医療法人を一気に出資額限度法人に移行させるというものでした。

それでは財産権の侵害の法律問題や、過去における課税上の問題等を引き起こすことになり、医療法人における混乱が懸念されるとして、日本医療法人協会が持分の定めのある医療法人を残す医療法人3階建て案を主張するなど7カ月に及ぶ議論の末、厚労省から見れば変則2階建ての結論になったわけです。この報告書により制度の枠組みは固まりましたが、税制については議論されておらず、医療法人制度改革に係る税制の議論はこれからということになります。

## 2. 「営利を目的としない」法人の考え方 民間非営利部門である医療法人に必要な要件

民間非営利部門である医療法人は、社員に配当することが禁じられる、残余財産の処分に法律上の制限があるという二つの規律が基礎となっています。一方で、「営利を目的としない」民間非営利部門である医療法人であっても事業を継続して遂行するために必要な収益を出すことは当然であり、このことは「営利を目的としない」という考えと何ら矛盾するものではありません。

報告書で「医療法人すべてに求められる規律」としてあげられているもののうち、圧倒的に数の多い社団医療法人に影響が大きいと思われるのは次のとおりです（経過措置はありますが）。

### （1）残余財産の帰属

医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、これまでの定款又は寄附行為に定めるという規定を改め、解散した社団医療法人の残余財産は、総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、国、地方公共団体又は他の医療法人に帰属させることを医療法上規定すべきである。その際、都道府県知事は、医療法人の解散認可を行うに当たって、都道府県医療審議会の意見を聴くものとし、解散時の手続きの透明性を確保すべきである。

なお、この場合においては、当分の間、経過措置を設けることとし、取扱いの変更によって既に設立されている医療法人の経営に支障がないように配慮すべきである。

### （2）剰余金の配当禁止

医療法第54条の「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」との規定は、医療法人の非営利性を担保する重要なものであり、変更すべきではないことは言うまでもないが、医療法人の適正な運営に資する観点から費用の形で実質的に利益の原資が流出してしまう可能性を防ぐため、医療法人はその運営に著しく支障を来たす経費の負担をしてはならないことを医療法に明確に規定することを検討すべきである。

### （3）拠出金

社団医療法人の非営利性を維持しながら、医療機関の建物、土地又はそれに係る資金といった

活動の原資となる資金の調達手段を確保し、社団医療法人の財産的基礎の維持を図るため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書に沿った民法の公益法人制度改革を例として、社団医療法人の定款の定めるところにより拠出金制度を選択できるようにすべきである。

#### (4) 特別の利益供与の禁止

医療は不特定多数の者に対し、公正・公平に提供されるサービスであるということは、医療を提供するすべての開設主体にとって重要なことであり、医業経営の基本原則に照らし、医療法人の適正な自律機能として「法人の設立者、役員、社員又は評議員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと」を医療法上明確に規定することを検討すべきである。

#### (5) 社団医療法人の社員の資格

現状、社員について明確な法令上の規定はないが、今後は、医療法ほか関係法令において、医療法人の社員資格を明確に定めるとともに、少なくとも営利を目的とする法人が医療法人の社員となることはできないよう法令上措置すべきである。

また、社団医療法人の社員の議決権について、社団医療法人への拠出額に応じた議決権割合を社員に付与することは、拠出額の多寡によって社団医療法人の経営を左右し、「営利を目的としない」という考え方と矛盾することとなる。社員の議決権は、社員総会において、社員一人一人の意思表示が公平になされるための権利である。このため、社団医療法人に拠出された拠出金と社員の議決権とを関連づけることは、「営利を目的としない」医療法人にとって、本質的に相容れないものと整理すべきである。こうしたことを踏まえ、社団医療法人の社員の議決権は拠出額の多寡に関わらず一人一票であることを医療法ほか関係法令において明確に定める必要がある。

#### (6) 医療法人の理事・監事・理事会の役割

「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」に沿って民法の公益法人制度改革が行われた場合と同様に、医療法人の理事・監事・理事会の役割の法令上の明確化を通じ、医療法人の各機関（理事・監事・理事会）が効率的な医業経営の実施に向けて有効に機能するようにすべきである。

#### (7) 医療法人と営利を目的とする法人との関係

民間非営利部門の医療法人と株式会社をはじめとする営利を目的とする法人との適切な関係を担保することは、社会保険診療という医療サービスを提供する医療法人に対する地域社会からの信頼を確立する上で重要である。

このため、医療法人の役員等が株式会社など営利を目的とする法人の役員等を兼任している場合であって、かつ、当該営利を目的とする法人から当該医療法人が資金の支援等を受けているときは、当該医療法人において関連する営利を目的とする法人の名称等を開示しなければならない取扱いとすべきである。